

第 1 9 回  
東京地方裁判所委員会  
(平成 2 1 年 7 月 1 0 日開催)

## 東京地方裁判所委員会（第19回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

### 第1 日時

平成21年7月10日（金） 15:00～17:00

### 第2 場所

東京地方裁判所立川支部大会議室

### 第3 出席者

（委員） 荒井勉，池田修，伊藤聡，大谷晃大，唐津恵一，北村敬子  
小粥節子，斎藤義房，柴田寛之，田辺信彦，田村浩子，中野良一  
濱田和男，丸山陽子，宮山雅行，村瀬均，我妻学

（事務局） 丸山忠雄東京地裁事務局長，柴野正博東京地裁民事首席書記官，  
稲垣誠也東京地裁刑事首席書記官，渡邊直樹東京簡裁事務部長，  
継田剛史東京地裁総務課長，秋守良彦東京地裁総務課専門官，  
青木砂絵子東京地裁総務課庶務第一係長

### 第4 議題

「東京地方裁判所立川支部庁舎について」

### 第5 配布資料

- 1 司法の窓74号
- 2 東京地方・家庭裁判所立川支部，立川簡易裁判所，立川検察審査会合同庁舎パンフレット
- 3 庁舎のしおり

### 第6 議事

#### 1 新任委員の自己紹介

市村陽典委員から交代した荒井勉委員（東京地方裁判所民事所長代行者）及び佐久間法正委員から交代した中野良一委員（警視庁刑事部刑事総務課長）から自己紹介があった。

## 2 東京地方裁判所立川庁舎の概要について

柴田委員（東京地方裁判所立川支部長）から、立川支部庁舎の概要及び八王子市から立川市への支部移転の経緯について概ね以下のとおりの説明がなされた。

- ・ 東京地方・家庭裁判所立川支部は、東京23区及び島部を除くいわゆる三多摩地区26市3町1村を管轄し、管轄内人口は、東京都人口の32%であること。
- ・ 立川支部庁舎は、地裁民事4部、刑事3部、家裁家事1部、少年1部のほか、立川簡易裁判所と立川検察審査会を併設するものであること。
- ・ 地裁立川支部の取扱い事件数については、全国本庁も含めた件数で民事訴訟事件で10番目、不動産執行事件及び債権執行事件で各9番目、破産事件で16番目、刑事事件で8番目、裁判員対象事件は平成19年、20年は各40件台であり、裁判員制度施行後の件数は被告人11名14件であり、6月30日現在で全国4位であること。
- ・ 家裁立川支部の取扱い事件数については、総数で家事審判事件、家事調停事件とも全国で4番目、人事訴訟事件で5番目、少年審判事件は総数で8番目、一般保護事件で6番目、道路交通法違反事件で10番目となっていること。
- ・ 支部の沿革について、明治9年11月に八王子区裁判所が設置され、同16年1月に横浜始審裁判所八王子支庁となり、その後、昭和24年1月1日に東京家庭裁判所八王子支部が併設されて現在に至っており、昭和34年11月に八王子市明神町に庁舎が移転し、立川市に移転する直前まで支部庁舎の所在地であったが、多摩地域の事件数の増大に伴い庁舎の増改築を続けるうちに庁舎の構造が複雑で手狭になり、老朽化も進んできたことから、現在の立川市に庁舎を移転したこと。
- ・ 立川支部庁舎は、先の事件の増加に対する事務処理の迅速、充実化を図るほか、司法制度改革に向けた整備が不可欠となったことから、庁舎の大幅な拡張整備が必要となったため、立川市の国有地にPFI事業により建設されたこと。
- ・ 立川支部庁舎の敷地面積は約1万5000平方メートル、延べ床面積は約2万7000平方メートルであり、旧八王子支部庁舎のそれぞれ1.8倍、2.1倍になり、高さ38メートルの地下1階、地上8階建ての建物で、外装のコンセプトは、周辺の施設と調和し、品格と風格を有するものとする事。
- ・ 立川支部庁舎の工事は平成19年11月から開始され、平成21年2月に完成し、3月27日に引き渡しがあり、4月4日から19日まで移転作業を行い、4月20日から

立川支部庁舎として開庁したこと。

- ・ 立川庁舎の近隣には、法務第二総合庁舎に東京地方検察庁立川支部及び立川保護観察所が入居し、7月1日からは立川拘置支所が移転し、東京三弁護士会多摩支部も移転してきたほか、平成22年春には立川市役所も移転してくること。
- ・ 立川支部庁舎へのアクセスは、JR立川駅から徒歩で25分程度、立川駅北口からのバスは庁舎前に停車すること、多摩都市モノレールでは立川北駅から高松駅まで行き、同駅からは徒歩5分程度の距離であること。
- ・ 立川支部庁舎は、地下1階に飲食店及び売店と身柄関係施設があり、1階はロビー、大合議法廷及び立川簡易裁判所、2階、3階は地裁刑事関係諸室、4階、5階は地裁民事関係諸室、6階は地家裁事務局、会議室及び立川検察審査会、7階、8階は家裁エリアで、7階及び8階北側が家事関係諸室、8階南側が少年関係諸室であり、基本的に南側に執務室、北側に法廷、調停室などが置かれていること。
- ・ 立川支部庁舎の1階に案内板を設置しており、南側を青、北側をオレンジで表示し、各窓口に1番から14番までの番号を振っており、エレベーターホールの案内板で受付番号の案内に従って移動すれば窓口に到達できるように配慮していること。
- ・ 建物内に光庭を設け、自然光を取り入れることが可能となっていること。
- ・ 刑事の合議用法廷はすべて裁判員裁判に対応しているほか、1階の大合議法廷も裁判員裁判に対応しており、合計6の裁判員法廷が置かれていること。
- ・ 平成22年4月から地裁立川支部で労働審判事件を扱うことから、労働審判法廷も確保していること。
- ・ 本年11月から司法修習生を受け入れること。

立川支部庁舎の概要等の説明の後、出席各委員は、庁舎の見学を行い、委員からは概ね以下のとおりの感想が述べられた。

- ・ 刑事、民事関係の諸室に比較して家裁が手狭ではないか。多摩支部の弁護士を対象としたアンケートでは、特に7階の待合室が狭いとの意見があり、家事事件ではトラブルも多く、申立人と相手方で待合室を分けて欲しいという要望は多い。本日見学したところでもそのような印象であった。
- ・ 知り合いの調停委員などに聞いたところでも、八王子支部庁舎にくらべて広く使いやすくなっており、地下に売店や食堂もできて便利でもあり、案内もわかりやすくなって

いて、困ったという意見は聞かない。

- ・ 男性トイレにもベビーキープが置かれていたことが印象に残った。
- ・ 立川駅からこの庁舎まで歩いてみたが、外の案内が何もなく、初めて来る来庁者には難しいのではないか。
- ・ 廊下が狭く、法廷等の扉が開くとあぶない気がする。
- ・ 喫煙場と駐輪場が併用となっていたが、駐輪場が狭いのではないか。
- ・ 八王子支部庁舎と比較して庁舎が明るくなった。廊下は狭い気もするが、受付はガラス張りで引き戸になっているので気にはならない。
- ・ 1階の案内板は、行くところがあらかじめわかっているればわかりやすいと思うが、行くところを振り分ける受付相談センターのようなものはないのか。
- ・ 庁舎は明るく、威圧感もなく入りやすい。
- ・ 1階の待合室がガラス張りであったが、ここで待っているとあちこちから見られているような気がしないか。
- ・ 裁判員の選任のための諸室は綺麗でよく作られていると思う。

上記の感想について、裁判所委員及び事務局から以下の補足がなされた。

- ・ 家事の調停待合室が手狭であるとする点については、調停待合室には1番から5番までの番号が振られているが、それぞれの目的別に利用されることを想定しており、例えば、1番及び2番の待合室はそれぞれ建物の両側に分かれているが、それぞれ申立人待合室、相手方待合室となることを想定し、3番及び4番の待合室は、家事審判の申立人待合室、相手方待合室となることを想定していること。
- ・ 立川支部庁舎までの案内については、立川市役所の移転に併せて見直される立川市のサインの全体計画の中で、裁判所の案内もなされるよう立川市とも調整しているところであること。
- ・ 駐輪場については、現在、利用状況について様子を見ているところであるが、今のところ特に狭いということはないこと。
- ・ 1階での案内については、どこの窓口に行けばよいかはガードマンに聞いていただくことを想定しており、そのためのガードマンの研修も行っている。具体的な相談については、事件受付の窓口で行うことになること。
- ・ 1階の待合室がガラス張りであることについては、部屋に閉塞感のある場合のデメリッ

トも考えての配慮であると考えられる。1階の待合室の利用者は受付相談などで一般の方が利用されることが多いと思われ、オープンな方がよい場合と考えられること。

事務局から、本年1月から2月にかけて1か月間実施した東京地方裁判所委員会アンケートの活用状況について、裁判所職員の対応についての評価はそれほど悪いものではなかったと認識しているが、問題となる指摘もあったことは謙虚に受け止めていること、これからはアンケート結果を踏まえながら日常の業務や研修などを通じて来庁者への対応の質の向上を目指していくこと、庁舎の問題については、ようやく裁判員裁判に関連した工事が終了したところであるため、しばらく様子を見る必要があるが、今後、限られた予算の範囲で、アンケート結果も踏まえながら庁舎の案内などについて検討していくことになる旨の説明がなされた。

### 3 次回の予定について

次回の予定については、いよいよ裁判員裁判の第一号となる事件の審理が8月に実施されることが決まるなど、裁判員事件が実際に動き出すことから、裁判員裁判の実施状況に関する報告を中心的なテーマとすることとされた。なお、一部委員の任期満了により委員の交代が予定されていることから、日程については改めて調整することとなった（次回地方裁判所委員会の日時については、後日、11月24日午後3時と定められた。）。

以 上